

## 第4回 業務上外判断の基本[その3]

元労働基準監督官 酒井 康之

労災保険における疾病に関する業務上外の判断基準に関しては、前回（9月号）において「腰痛」、「振動障害」及び「石綿による健康障害」を取り上げた。

今回は引き続き

- ・化学物質による中毒等
- ・脳・心臓疾患

に関する判断基準について説明することとしたい。

1

## 化学物質による中毒等

業務上の疾病のうち化学物質によるとされるものに関しては、前回触れさせていただいた労働基準法施行規則別表第1の2のうち、四-1の「厚生労働大臣の示すもの」として、その内容の告示（平成25年厚生労働省告示第316号）が示されている。



（平成25年厚生労働省告示第316号）

ここには数多くの化学物質とその化学物質が人体に及ぼす症状や障害が表として列挙されているが、これすなわち労働者が実際にばく露した化学物質が持つ有害性と、ばく露した労働者に現れた身体の異常や疾病との間に「相当の因果関係が求められる」場合には労災保険の補償対象とする、という主旨である。この判断には当然のことながら医師の診断が必要となる。

さて、ここからは「有害性を持つ化学物質のばく露を防止する」という観点からの話となるが、これまで化学物質対策は「有機溶剤中毒予防規則」や「特定化学物質障害予防規則」などのいわゆる「特別規制」によりその対象となる限られた化学物質を中心とした対策が進められてきたが、実際にはこれら「特別規制」の対象とされていない化学物質に起因する業務上疾病の発生が全体の8割を占めるようになったことを受け、厚生労働省は2022年5月に「事業者によるリスクアセスメントの実施と、その結果に

基づく自律的な化学物質管理の義務化」に大きく政策の方向を転換した。

この新たな政策はすべての業種の事業者が対象とされているが、建設業に関しては、実際の建設現場では日々異なる環境で作業が行われるため、その都度のリスクアセスメントの実施は困難、との判断から「典型的な作業についてばく露濃度を測定し、その結果を踏まえたマニュアルを作成するとともに、当該マニュアルに基づくばく露軽減措置を講ずること」を以ってリスクアセスメントの実施に代えることができることとされた。

建災防では、この考え方にに基づき実際の現場における作業員のばく露状況を測定し、建築工事関係6種類、土木工事関係3種類の作業（2025年11月現在）についての「リスク管理マニュアル」を策定しホームページに公開しているので、有効に活用することとされたい。



（建災防ホームページ「建設業における」  
新たな化学物質管理とは」）

また、このリスク管理マニュアルの作成を主導された労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターの小野真理子氏が、本誌「建設の安全」の2024年6月号以降、隔刊ごとに専門的立場から建設業における化学物質管理について詳細な解説（「化学物質対策コーナー」）を執筆されているので、是非とも眼をとおしていただきたい。

2

## 脳・心臓疾患

脳・心臓疾患とは、一般的には加齢や生活習慣などの要因により動脈硬化や動脈留といった血管の病変が徐々に進行・増悪し、ある日突然血管自体が破れてしまう、あるいは詰まってしまふことにより発症する生命にも関わる重大な